



熊本県公報

第11945号

平成22年9月24日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域等の指定…………… (砂防課) 1
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 12
- 県有林素材生産事業による素材売払代金の収納事務の委託…………… (森林整備課) 13
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 13
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 13
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 13
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 14
- 指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 14
- 兼用工作物管理協定の締結…………… (河川課) 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 15
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (") 16
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (") 16
- 平成22年度砂利採取業務主任者試験の実施…………… (産業支援課) 17
- 農業振興地域の区域の変更…………… (農地・農業振興課) 17
- 農業振興地域の区域の変更…………… (") 18
- 県有財産の売却…………… (管財課) 19
- ドラフトチャンバーの調達に係る落札者の決定…………… (管理調達課) 19
- 熊本県庶務事務システム用ハードウェア等借入に係る落札者の決定…………… (総務事務センター) 20
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画・技術管理課) 20
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (") 20
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 21
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 21
- 土地改良事業施行の適否決定…………… (農村計画・技術管理課) 21
- 第5回くまもと未来会議の開催…………… (くまもと未来会議) 21

告 示

熊本県告示第900号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 平成22年 9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 熊本市
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
申塚川（201-2-007）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市松尾町
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 東原川（201-2-013）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 熊本市石原町
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 筒井前（201-1-045）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市大窪2丁目
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 上島屋敷-1（201-1-046-1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市大窪2丁目
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 上島屋敷-2（201-1-046-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 熊本市大窪2丁目
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
 八景水谷1丁目1（201-1-047）
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 熊本市八景水谷1丁目
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- イ 八景水谷1丁目2-1 (201-1-048-1)
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市八景水谷1丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (8)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
八景水谷1丁目2-2 (201-1-048-2)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市八景水谷1丁目
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (9)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
打越町-1 (201-1-074-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市打越町
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (10)
 - ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
打越町-2 (201-1-074-2)
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市打越町
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (11)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
水浦 (201-1-075)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市打越町
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。)
- (12)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
舟場-1 (201-1-117-1)
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市打越町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
舟場-2（201-1-117-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市打越町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
舟場-3（201-1-117-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市打越町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横手4丁目1（201-1-140）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市横手4丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横手4丁目2（201-1-141）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市横手4丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
居屋敷（201-1-165）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市池上町、戸坂町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横手原（201-1-167）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市横手3丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
北内瀧（201-1-180）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市小島下町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
花園7丁目江福田-1（201-1-189-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市釜尾町、花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
花園7丁目江福田-2（201-1-189-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市釜尾町、花園7丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）

- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長畑（201-2-048）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市下碓川町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
島ヶ浦（201-2-049）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市大窪1丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
馬狭（201-2-050）
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
熊本市大窪1丁目
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
船津（201-2-054）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市河内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
島ヶ浦（201-2-097）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市大窪1丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
横手2丁目（201-2-101）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市横手2丁目
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床（201-2-105）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市河内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
河内（201-1-010（人））
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
熊本市河内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び熊本土木事務所に備
え置いて縦覧に供する。）
- 2 山鹿市
 - (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
双板（208-1-003）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木
部に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
湯山1（208-1-034）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に
関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯山2 (208-1-035)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯山3 (208-1-036)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯山4-1 (208-2-030-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
湯山4-2 (208-2-030-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
内野2-1 (208-2-037-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
山鹿市平山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 内野 2-2 (208-2-037-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市平山
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 野辺田 3 (208-2-040)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市平山
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 湯山 5 (208-2-042)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市平山
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
 東ノ前 (381-1-027)
 イ 土砂災害警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 堂原 (381-1-028)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山下-1 (381-1-035-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山下-2 (381-1-035-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 東ノ前1 (381-2-049)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古園1-1 (381-2-050-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古園1-2 (381-2-050-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 古園1-3 (381-2-050-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 中間1 (381-2-098)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 中間2 (381-2-120)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 東野 (381-2-121)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山下1 (381-2-124)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 堂原1（381-2-125）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 堂原2（381-2-126）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 山下2（381-2-140）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 山鹿市鹿北町四丁
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び鹿本地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第901号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年9月24日

- | | | | | | | | | | | |
|----|----------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | 熊本県知事 | 蒲 | 島 | 郁 | 夫 |
| 1 | 保安林の所在場所 | 熊本県 | 天草市 | 河浦町 | 崎津字 | 中ノ迫 | 1118番、 | 1120番、 | 11 | 11 |
| 2 | 2番、 | 1128番 | 1、 | 1130番、 | 1132番、 | 1134番、 | 1136番 | 1、 | 113 | 6番 |
| 6 | 番2、 | 1149番 | 1、 | 1153番、 | 1154番 | 1、 | 1154番 | 4、 | 1159番 | 1、 |
| 1 | 59番 | 2、 | 1163番、 | 1165番、 | 1173番、 | 1173番 | 2、 | 1173番 | 5、 | 1 |
| 1 | 80番、 | 1182番、 | 1184番、 | 1186番、 | 1187番、 | 1189番、 | 字 | 登り | 立 | ら |
| 1 | 190番、 | 1192番、 | 1193番、 | 1196番 | 2、 | 1201番、 | 1204番 | 3 | から | |
| 1 | 204番 | 5 | まで、 | 1204番 | 7、 | 1205番 | 3、 | 1207番 | 2、 | 1213番、 |
| 1 | 21番、 | 1216番、 | 1218番、 | 1218番 | 2、 | 1219番、 | 1221番、 | 1224番 | 、 | 1224番 |
| 1 | 226番、 | 1231番、 | 1231番、 | 1237番、 | 1238番、 | 1238番 | 2、 | 1243番、 | 12 | 44番、 |
| 1 | 244番、 | 1247番、 | 1249番、 | 1250番 | 1、 | 1250番 | 4、 | 1252番 | 1、 | 12 |
| 5 | 2番 | 4、 | 1253番、 | 字 | 向 | 江山 | 1255番、 | 1256番、 | 1256番 | 1、 |
| 2、 | 1260番 | から | 1265番 | まで、 | 1265番 | 2、 | 1273番 | 1、 | 1274番、 | 12 |
| 7 | 5番 | | | | | | | | | |
| 2 | 指定の目的 | 土砂の流出の防備 | | | | | | | | |

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中ノ迫1163番・字向江山1256番2・1260番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示902号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
県有林素材生産事業による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市新屋敷一丁目5番4号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する日
平成22年9月10日から平成23年3月25日まで

熊本県告示第903号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
つばき園デイサービスセンター 熊本市本山三丁目166番地	株式会社住心	平成22年9月15日

熊本県告示第904号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
つばき園デイサービスセンター 熊本市本山三丁目166番地	株式会社住心	平成22年9月15日

熊本県告示第905号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
椿レンタルケア 熊本市本山三丁目166番地	株式会社住心	平成22年9月15日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
椿レンタルケア 熊本市本山三丁目166番地	株式会社住心	平成22年9月15日

熊本県告示第906号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
椿レンタルケア 熊本市本山三丁目166番地	株式会社住心	平成22年9月15日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
椿レンタルケア 熊本市本山三丁目166番地	株式会社住心	平成22年9月15日

熊本県告示第907号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第46条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定し、同法第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、同法第78条、第85条及び第104条の2の規定により公示する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

サービス名	申請者名称	事業所名称	所在地	指定日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターなないろ	熊本県熊本市水前寺三丁目31番21号	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターSunあい	熊本県熊本市長嶺東1丁目2番55号	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター橘	熊本県熊本市清水岩倉3丁目19番5号	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター虹	熊本県熊本市島町二丁目13番6号	平成22年10月1日
訪問介護	有限会社福寿苑	ホームヘルプサービスセンター福寿苑	熊本県熊本市大江四丁目7番36号	平成22年11月19日
訪問介護	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター保田窪	熊本県熊本市保田窪四丁目10番68号	平成22年11月24日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターそよ風	熊本県八代市本町四丁目2番28号	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターさくらんぼ	熊本県荒尾市増永2896番地5	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターおおきな木	熊本県水俣市栄町2丁目1番38号	平成22年10月1日
訪問介護	株式会社美里苑	みさと	熊本県下益城郡美里町安部736番地1	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター笑	熊本県宇城市松橋町松橋1195	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	美里町社協ケアセンター低用	熊本県下益城郡美里町永富1510番地	平成22年11月1日
訪問介護	社会福祉法人美里町社会福祉協議会	美里町社協ケアセンター中央	熊本県下益城郡美里町佐俣338番地	平成22年11月1日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター夢	熊本県山鹿市鹿本町中富87番地1	平成22年10月1日
訪問介護	有限会社マイブック	ケアサポート和み	熊本県熊本市植木町一木670番地33	平成22年12月21日
訪問介護	社会福祉法人グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンターふたば	熊本県菊池郡菊陽町津久礼2972番地33	平成22年10月1日
訪問介護	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	きずなの里	熊本県葦北郡芦北町湯浦字道園1439番地の1	平成23年1月1日
訪問介護	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	きずなの里	熊本県葦北郡芦北町湯浦字道園1439番地の1	平成23年1月1日
訪問看護	医療法人 CCR	C&R	熊本県熊本市島崎一丁目32番1号	平成22年10月1日
通所介護	株式会社 インターケア	インターケアデイサービスセンター	熊本県熊本市谷尾崎985番地6	平成22年11月1日
通所介護	有限会社 熊本高齢者ケアサービス協会	デイサービスセンター白樺	熊本県熊本市戸島本町4番46号	平成23年1月1日
通所介護	社会福祉法人 熊本東翔会	デイサービスなめいし	熊本県玉名市滑石字小路943番地	平成22年11月25日
通所介護	医療法人社団 福本会	デイサービスセンター 和楽	熊本県天草市牛深町1641番地4	平成22年10月14日
通所介護	有限会社 郷	デイサービスセンター杜乃郷	熊本県宇城市豊野町菓林445番地1号	平成22年12月27日
通所介護	有限会社 ふれあい松川	菊水西デイサービスセンター	熊本県玉名郡和水町長小田334番地	平成22年11月1日
通所介護	株式会社 サンコーライフサポート	元気な家	熊本県合志市須屋165の5	平成22年11月15日
通所介護	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	きずなの里デイサービスセンター	熊本県葦北郡芦北町湯浦1439番地1	平成23年1月1日
通所介護	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	八幡荘デイサービスセンター	熊本県葦北郡芦北町田浦町664	平成23年1月1日

特定施設入居者生活介護	株式会社 キューデン・グッドライフ熊本	グランガーデン熊本	熊本県熊本市城東町4番7号	平成22年12月10日
特定施設入居者生活介護	株式会社 陽かりの郷	陽かりの郷	熊本県菊池郡菊陽町原水5800番地23	平成22年10月1日
福祉用具貸与	有限会社クオリティコントロールセンター	TACレンタルサービス	熊本県熊本市長嶺南三丁目2番86号	平成22年10月28日
福祉用具貸与	株式会社 リアルライフデザイン	リアルライフデザイン	熊本県熊本市池田二丁目15番4号	平成22年11月25日
福祉用具貸与	有限会社 杉田産業	ケアーズ・イン	熊本県阿蘇市特尾240番地2	平成22年12月20日
居宅介護支援	医療法人社団 郁栄会	郁栄会	熊本県熊本市現川町768番地1	平成22年10月1日
居宅介護支援	有限会社 野の花薬局	野の花薬局ケアプランセンター	熊本県阿蘇市小里250番地4	平成22年10月5日
居宅介護支援	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター-保田窪	熊本県熊本市保田窪四丁目10番68号	平成22年11月24日
居宅介護支援	医療法人社団協会	けあねっと川尻	熊本県熊本市川尻五丁目1番62号	平成22年12月13日
居宅介護支援	有限会社ライフケア人吉	こころ	熊本県人吉市原城町33番地3	平成22年11月17日
居宅介護支援	有限会社ケアアシスト	ケアアシスト	熊本県水俣市八ノ窪町二丁目4番22号	平成22年11月1日
居宅介護支援	医療法人牧念人会	草佳苑	熊本県菊池市深川400番地	平成22年12月20日
居宅介護支援	株式会社美里苑	みさと	熊本県下益城郡美里町安部736番地1	平成22年10月1日
居宅介護支援	グリーンコープ生活協同組合くまもと	グリーンコープ居宅介護支援センター(宇城)	熊本県宇城市松橋町松橋1195番地	平成22年11月1日
居宅介護支援	社会福祉法人 美里町社会福祉協議会	美里町社協ケアセンター	熊本県下益城郡美里町佐保338番地	平成22年11月1日
居宅介護支援	有限会社トータルライフケア	みらい	熊本県熊本市富合町南田尻471	平成22年11月4日
居宅介護支援	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会	きずなの里	熊本県葦北郡芦北町湯浦字道園1439番地の1	平成23年1月1日
介護老人保健施設	医療法人興和会	介護老人保健施設 なごみの里	熊本県下益城郡美里町堅志田192番地1	平成22年10月1日

熊本県告示第908号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、熊本県土木部河川課及び熊本県八代地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川の名称
二級河川氷川水系氷川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
氷川右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
八代郡氷川町立神字本村2075番地から八代郡氷川町立神字本村2031番地3まで
- 4 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 氷川町 代表者 氷川町長 藤本一臣
八代郡氷川町島地642番地
- 5 管理の内容
 - (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧は、道路管理者が行うものとする。
- 6 管理の期間
平成22年9月10日から道路の存続する日まで

熊本県告示第909号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
さくら歯科医院	八代市上片町字高取1561番地1	平成22年7月20日
クドウ歯科医院	上益城郡嘉島町鯉1808番地2	平成22年8月13日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
そうごう薬局有明長洲店	玉名郡長洲町宮野2775番地1	平成22年7月1日
さくら調剤薬局八代本町店	八代市本町1丁目8番8号	平成22年8月6日
あおぞら薬局	天草市栄町11番地10	平成22年8月5日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
合志市社協訪問看護ステーション	合志市須屋2251番地1	平成22年7月7日

熊本県告示第910号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーションきらら	所 在 地		平成22年7月1日
	宇土市浦田町313番地	八代郡氷川町島地1644番地2	

熊本県告示第911号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
古閑外科胃腸科医院	上益城郡御船町大字辺田見372番地1	平成21年6月5日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
田中歯科医院	上益城郡益城町大字木山337番地	平成22年2月28日

公 告

熊本県公告第525号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定により平成22年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時
平成22年11月12日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館7階701会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
（1）砂利の採取に関する関係法令
（2）砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書の受付期間等
平成22年10月18日（月）から平成22年10月29日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。とする。なお、郵送による申込みの場合は、10月29日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
（1）受験願書
（2）履歴書
（3）受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手をはること。）
（4）写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
（5）受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本県水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課資源班
電話 096-333-2322（ダイヤルイン）

熊本県公告第526号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により熊本市の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名
熊本農業振興地域
- 2 範囲
熊本市平山町、鹿帰瀬町、弓削町、中江町、吉原町、上南部町、小山町、小山四丁目、小山七丁目、戸島町、戸島四丁目、戸島西三丁目、戸島西七丁目、桜木六丁目、秋津町、秋田、画図町大字重富、田迎町大字良町、御幸笛田町、御幸木部町、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西無田町、近見五丁目、南高江町、元三町、元

三町一丁目、元三町五丁目、八幡二丁目、八幡四丁目、荒尾町、荒尾二丁目、白藤五丁目、
 目、合志四丁目、城山大塘六丁目、城山大塘二丁目、城山大塘四丁目、城山下代四丁目、小島上町、
 山城山半田一丁目、小島一丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、小島五丁目、小島六丁目、
 町、松尾町近津、大島居町、和泉町、北迫町、並建町、白石町、太田町、河内町、河内町、
 町、船津、河内町白浜、島口町、無田町、奥古一丁目、上南一丁目、上南二丁目、上南三丁目、
 無田町、美登里町、石原三丁目、上南一丁目、上南二丁目、上南三丁目、上南四丁目、上南五丁目、
 目、長嶺南七丁目、戸島一丁目、戸島二丁目、戸島三丁目、戸島四丁目、戸島五丁目、戸島六丁目、
 丁目、戸島西一丁目、戸島西二丁目、戸島西三丁目、戸島西四丁目、戸島西五丁目、戸島西六丁目、
 田町弓削、龍田弓削一丁目、龍田弓削二丁目、龍田弓削三丁目、龍田弓削四丁目、龍田弓削五丁目、
 榆木六丁目、楠六丁目、佐土原二丁目、佐土原三丁目、佐土原四丁目、佐土原五丁目、佐土原六丁目、
 秋津一丁目、秋津三丁目、若葉二丁目、広木一丁目、健軍五丁目、津五丁目、津六丁目、津七丁目、
 江津一丁目、江津二丁目、江津三丁目、江津四丁目、江津五丁目、江津六丁目、江津七丁目、江津八丁目、
 画図東一丁目、画図東二丁目、画図町大字上無田、画図町大字下無田、画図町大字上島、画図町大字下島、
 出水七丁目、出水八丁目、幸田二丁目、御幸二丁目、御幸三丁目、御幸四丁目、御幸五丁目、御幸六丁目、
 幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西四丁目、御幸西五丁目、御幸西六丁目、御幸西七丁目、
 近見六丁目、近見八丁目、近見九丁目、南高江四丁目、南高江五丁目、南高江六丁目、南高江七丁目、
 元三町二丁目、元三町四丁目、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、野田五丁目、野田六丁目、
 尻五丁目、八幡一丁目、八幡三丁目、野口二丁目、野口三丁目、野口四丁目、野口五丁目、野口六丁目、
 目、白藤一丁目、合志三丁目、蔦町一丁目、蔦町二丁目、新土河原二丁目、上代一丁目、小島五丁目、
 上代七丁目、城山大塘二丁目、城山大塘四丁目、城山下代四丁目、小島上町、松尾町、池田三丁目、
 目、小島六丁目、小島七丁目、小島八丁目、小島九丁目、小島二丁目、小島三丁目、小島四丁目、小島五丁目、
 松尾上松尾、谷尾崎町、戸坂町、池上町、上高橋二丁目、春日島三丁目、池田三丁目、島崎四丁目、
 池田四丁目、池亀町、花園四丁目、花園六丁目、改寄町、小糸山町、明徳町、楠野町、西梶尾町、
 島崎五丁目、島崎六丁目、島崎七丁目、飛田三丁目、徳王町、徳王一丁目、徳王二丁目、下野内町、
 梶尾町、四方寄町、鶴羽田五丁目、飛田三丁目、徳王町、徳王一丁目、徳王二丁目、下野内町、
 硯川町、硯川町、釜尾町、鹿子木町、貢町、万楽寺町、河内町、河内町、河内町、河内町、河内町、
 野出、河内町大多尾、河内町東門寺、浜口町、孫代町、砂原町、土河原町、土河原町、土河原町、
 の一部（別図に定める範囲）

3 規模

新	14, 856ヘクタール
旧	14, 856ヘクタール

- (別図省略)
- 4 区域の変更を必要とする理由
 熊本市及び嘉島町の市町界の変更に伴い、農業振興地域の区域を変更する。
- 5 関係図面
 熊本県農林水産部農業振興局農地・農業振興課及び熊本市農業政策課にて縦覧に供する。

熊本県公告第527号
 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により嘉島町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
 平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農業振興地域名
 嘉島農業振興地域
- 2 範囲
 嘉島町大字上六嘉、北甘木、井寺、下六嘉、下仲間及び犬淵の全域並びに大字上島、
 鮎及び上仲間の一部（別図に定める範囲）
- 3 規模
- | | |
|---|-------------|
| 新 | 1, 557ヘクタール |
| 旧 | 1, 557ヘクタール |
- (別図省略)
- 4 区域の変更を必要とする理由
 熊本市及び嘉島町の市町界の変更に伴い、農業振興地域の区域を変更する。
- 5 関係図面
 熊本県農林水産部農業振興局農地・農業振興課及び嘉島町農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第528号

県有財産を次のとおり売却する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
所在 大阪府吹田市古江台6丁目72番37
地目 宅地
地積 1,330.36平方メートル(公簿・実測)
最低売却価格 170,000,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年11月19日(金)午後2時
大阪市北区梅田1-11-4-1000
大阪駅前第4ビル10階 レンタルオフィスキューブ内会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
この入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による。
提出期限 平成22年11月12日(金)午後5時
(郵送の場合は提出期限までに必着のこと)
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
この入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年12月3日(金)午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、売買契約締結以前に、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として県に納付するものとする。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結方法 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

熊本県公告第529号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ドラフトチャンパー 一式(10組)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課契約班
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年8月12日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社 ミカド科学産業

- 熊本市帯山一丁目44番53号
- 5 落札金額
41,464,500円（うち消費税及び地方消費税の額1,974,500円）
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 入札公告日
平成22年7月2日

熊本県公告第530号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県庶務事務システム用ハードウェア等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務事務センター総務・システム班
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成22年8月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社熊本支店
熊本市水道町8番6号
- 5 落札金額
2,447,970円（うち消費税及び地方消費税の額116,570円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成22年7月20日

熊本県公告第531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営両併西部地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営両併西部地区土地改良事業（区画整理、農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年9月27日から平成22年10月25日まで
- 3 縦覧場所
南阿蘇村役場

熊本県公告第532号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営両併西部地区土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営両併西部地区土改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年9月27日から平成22年10月25日まで
- 3 縦覧場所
南阿蘇村役場

熊本県公告第533号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1865番4
331.15平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1452番地10トルーライフ102号
藤井 圭子

熊本県公告第534号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字向原1019番1
1,133.68平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡嘉島町大字北甘木2085番地
医療法人社団 栄康会

熊本県公告第535号

氷川町長藤本一臣から協議のあった新田・柳の江地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行については、平成22年9月17日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成22年9月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
新田・柳の江地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年9月27日から平成22年10月25日まで
- 3 縦覧場所
氷川町役場

登載依頼**くまもと未来会議第5号**

第5回くまもと未来会議を、次のとおり開催する。

平成22年9月24日

くまもと未来会議議長

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成22年10月11日（月）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所
熊本市桜町1番3号
崇城大学市民ホール 2階 大会議室
- 3 テーマ
アジアに向けた熊本の発信や交流拡大について
- 4 傍聴募集人数
100人程度
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴の受付は、事前申込みを優先する。
(2) 当日、残席があれば、先着順で傍聴を受け付け、定員になり次第終了する。
(3) 当日の受付は、午前9時30分から午前10時まで当該会議の会場において行う。
- 6 傍聴の事前申込み方法

事前申込みについては、以下の方法により、住所、氏名及び電話番号を知らせること。

- (1) 電話 096-333-2019
 - (2) ファックス 096-382-4066
 - (3) 電子メール kikaku@pref.kumamoto.ne.jp
- 7 事前申込み先及び問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課
電話 096-333-2019